

## 定款の変更（令和2年改正 Ver. 2）

NPO 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法 14 の 9 ①）。

### イ 認証が必要な場合

NPO 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります（法 25③④）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（注1）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

### 【令和2年改正点】

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 25⑤）。

認証後、NPO 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①）。

登記完了後、NPO 法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法25⑦）。

（注1）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を経由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法26）。つまり、NPO 法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

○ 定款変更時（認証申請が必要な場合）に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
定款変更認証申請書（第4号様式）	1部
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）※原本証明不要	1部
変更後の定款	2部

(2) 上記(1)のほか、行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

（注）「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日

(3) 上記(1)(2)のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部
確認書	1部
前事業年度の事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は） 設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録	各1部

○ 定款変更認証後に提出する書類

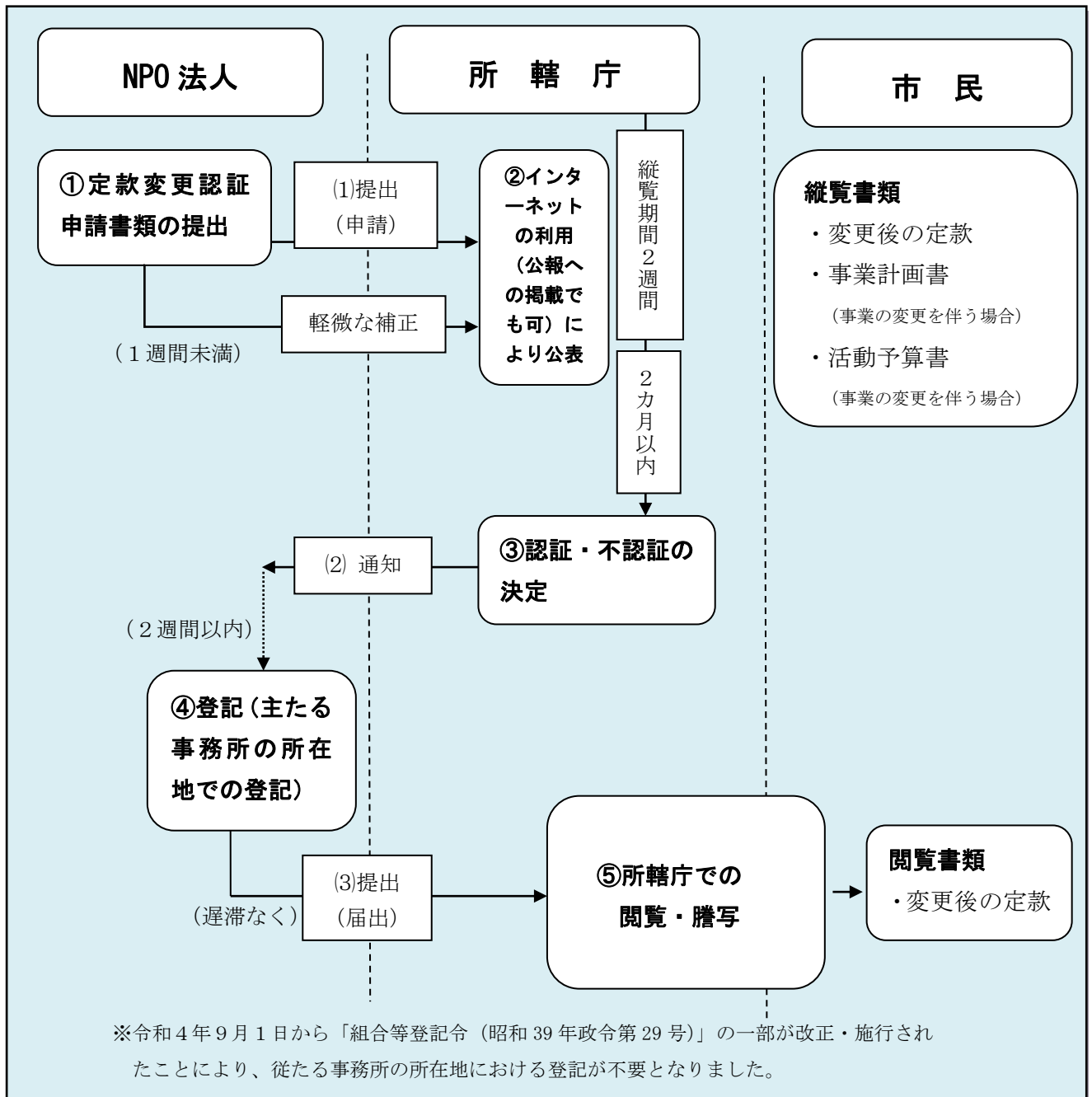
(1) 定款の変更に係る登記をしないとき

提出書類のリスト	提出部数
変更後の定款提出書（第4号様式の2）	1部
変更後の定款	1部
定款変更認証指令書の写し	1部

(2) 定款の変更に係る登記をしたとき

提出書類のリスト	提出部数
定款の変更の登記完了提出書（第5号様式の2）	1部
変更後の定款	1部
定款変更認証指令書の写し	1部
登記事項証明書（うち、写し1部）	2部

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



□ 届出のみが必要な場合(認証を受ける必要がない場合)

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の数の変更などの以下のフローの①(1)～(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません(法25⑥)。また、法人は、事務所の所在地の変更があった登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります(組登令3①、組登令11③)。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります(法25⑦)。

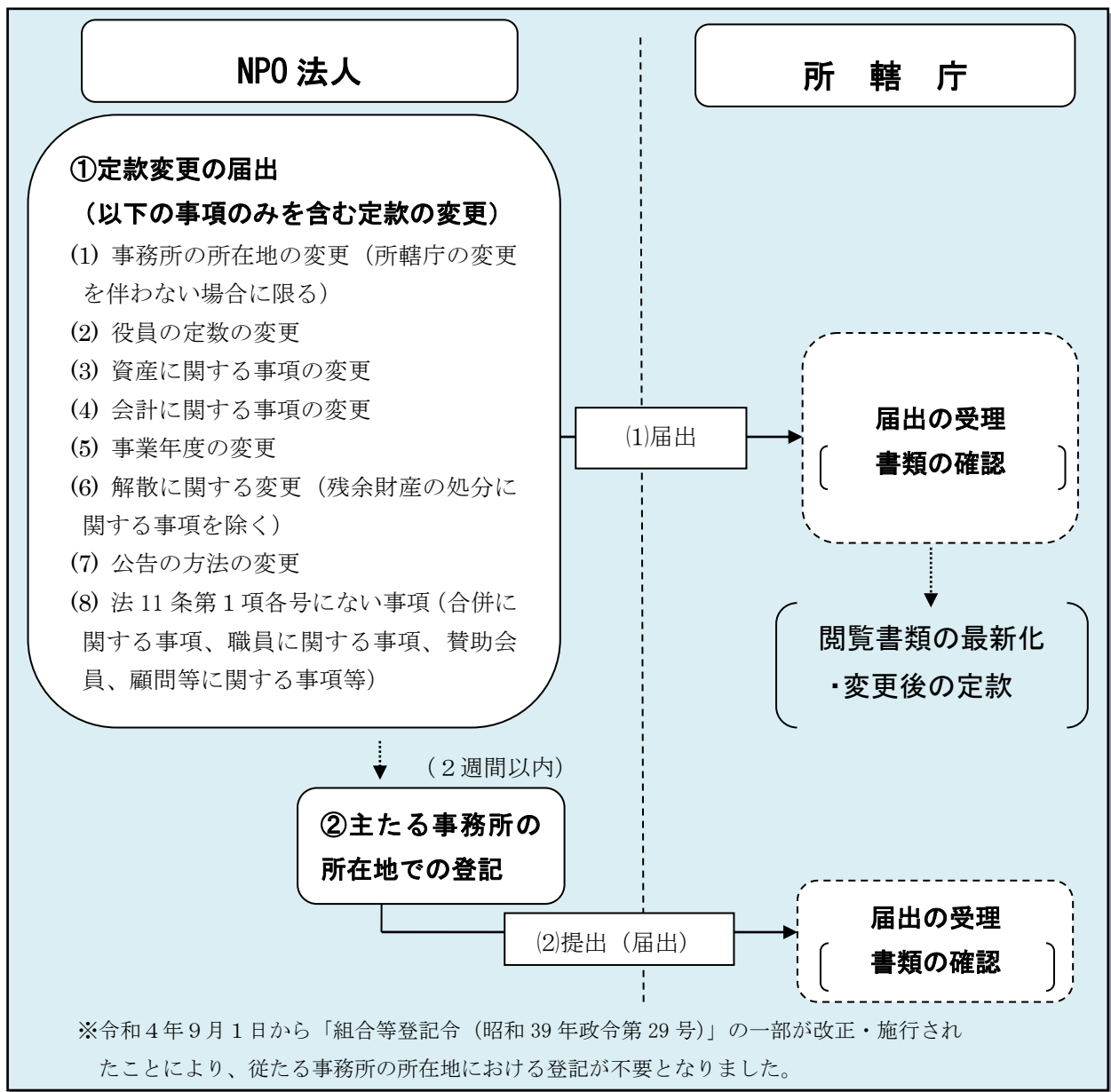
○ 定款変更時（届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合））に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
定款変更届出書（第5号様式）	1部
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）※原本証明不要	1部
変更後の定款	2部

○ 定款変更後に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
定款の変更の登記完了提出書（第5号様式の2）	1部
登記事項証明書（うち、写し1部）	2部

**《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー**



様式例・記載例（第4号様式(第7条関係)）

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

山梨県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

法人印

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたので、申請します。

1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のように作成する

新（変更後）	旧（現行）
第〇条 〇〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 変更の理由

【添付書類】

- ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）[1部]
- ・変更後の定款（法第25条第4項）[2部]
- ・当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）[2部]

【所轄庁変更を伴う定款変更認証申請の場合添付するもの】

- ・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
- ・法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）〔1部〕
- ・直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔2部〕

書類の提出部数等は、所轄庁が定めるところによります

（備考）

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
  - ①役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
  - ②法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）〔1部〕
  - ③直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔2部〕
- 4 法第52条3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、「内閣府手引き」第4章4(3)「その他の報告」⑥に掲げる提出書類⑧～⑩（202～203頁参照）を添付すること。

様式例・記載例（法第25条第4項関係）

謄本を提出する  
原本は法人が保管する

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

1 日 時 . . . . .

2 場 所 . . . . .

3 出席者数 社員総数【 】人のうち【 】人出席  
(うち書面表決者【 】人、表決委任者【 】人)

※書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

4 審議事項

- ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・ 定款変更に関する事項
- ・ 事業計画及び活動予算に関する事項（行う事業の変更の場合）
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認  
(所轄庁の変更を伴う場合)

等

5 議事の経過の概要及び議決の結果

6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長	〇〇〇〇	印
議事録署名人	△△△△	印
同	□□□□	印

- ・ 2枚以上となったら、左側2か所をホチキスで止め、議長及び議事録署名人が割印をします。
- ・ 原本は、法人で保存してください。
- ・ コピーを提出してください。（原本証明不要）



第4号様式の2(第8条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

印

変更後の定款提出書

定款の変更の認証を受けたので、山梨県特定非営利活動促進法施行細則第8条第1項の規定により、提出します。

様式例・記載例（第5号様式の2（第10条関係））

提出書の提出年月日を記載す

年 月 日

山梨県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

（注）2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（特例認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

法人印

印

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

【添付書類】

- ・ 登記事項証明書2部（うち、写し1部）  
（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。）
- ・ 変更後の定款（定款変更認証に限る）
- ・ 定款変更認証指令書の写し（定款変更認証に限る）

（備考）

- 1 この提出書には、登記事項証明書2部（うち、写し1部）を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。）。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条においての準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

山梨県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

印

法人印

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

（注）2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（特例認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

### 定款変更届出書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

#### 記

#### 1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のように作成する

新（変更後）	旧（現行）
第〇条 〇〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

#### 2 変更の理由

##### 【添付書類】

- ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）[1部]
  - ・変更後の定款（法第25条第4項）[2部]
- （ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部でよい）

(備考)

- 1 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。